

様式第2号（政務活動実施報告書）

平成30年 6月13日

井原市議会議員
西田 久志 様

井原市議会議員 三宅 文雄

下記のとおり政務活動を実施しましたので、報告します。

記

1. 実施期間	平成30年5月31日（木）～6月1日（金）
2. 研修会等の開催地 または視察、要請・ 陳情活動先	東京都中央区京橋1-7-1 戸田ビルディング TKP東京駅八重洲カンファレンスセンター
3. 研修会等の名称 または視察、要請・ 陳情活動内容	人口減少時代における地域政策 5月31日（木） 14:00～16:30 そんなに難しくない人口減少対策 6月1日（金） 10:00～12:30 いま求められる自治体の安全・安心への 取り組み 14:00～16:30 議会（議員）の政策づくりのポイント
4. 研修会等の講師名 または視察、要請・ 陳情活動先の担当者 名	関東学院大学法学部地域創生学科 准教授 牧瀬 稔 様
5. 活動内容	別添のとおり

1. 報告書は、政務活動終了後2週間以内に提出すること。
2. 活動内容欄のスペースが足りない場合は、任意の様式により活動内容を取りまとめ、活動内容欄へは、「別添のとおり」と記載すること。

5. 活動内容

《人口減少時代における地域政策》

講師 関東学院大学法学部地域創生学科

准教授 牧瀬 稔 様

★5月31日(木) 14:00~16:30

○そんなに難しくない人口減少対策

① 地方創生の意味

*2014年にまち・ひと・しごと創生法(通称「地方創生法」)が制定された。

*まち・ひと・しごと創生本部の設置の目的

1. 人口減少を克服する。
2. 日本の地域経済を活性化する

*地方創生の政策目標

◇将来人口推計では約8,600万人まで減る予測となっている。国は2060年の目標人口を1億人としている。つまり想定値よりも1,400万人の増加を目指している。

*即ち、地方創生とは、人口減少の克服と、地域経済の活性化に重きが置かれている。

② 日本の将来人口推計

*拡大都市と縮小都市

◇拡大都市 → 国(人口減少時代においても、積極的によい行政サービスを提供することで、今まで通りに人口の拡大を目指す。)

◇縮小都市 → 地方都市(人口減少の事実を受け入れ、人口が減少しても元気な自治体を目指していく思考である。)

*消滅可能性都市の割合 ⇒ 岡山県→51.9%

*日本の将来人口推計 ⇒ わが国の人口は2004年にピークを迎え、減少局面に入っている。2055年には9,000万人を割り込み、高齢化率は40%を超えると推計されている。

*2010年国勢調査と2015年国勢調査

◇2010年の国勢調査の時点で、人口が増加したのは9都府県、市区町村の25%

◇2015年の国勢調査との比較で、人口が増加したのは8都府県、市区町村の17.6%

*2040年の将来人口推計 ⇒ 2040年には全ての都道府県で減少となる。

*伊勢市における労働力人口と老年人口

◇労働力人口:2010年(40,552人)⇒2040年(27,295人)67.3%になる。

◇老年人口:2010年(19,871人)⇒2040年(22,548人)134.7%になる。

*人口減少よりも年齢3区分(15歳未満、15歳以上65歳未満、65歳以上の区分)、年齢3区分の割合よりも実数が重要である。

③ 人口減少を勝ち抜く視点

*人口減少に対処するキーワードは「住民の創造」 ⇒ どのような視点で住民(人口)を増やしていくのか?

*人口(住民)を増やす取り組み ⇒ 自然増 or 社会増しかない。

◇人口30万人以下はどちらかに絞る

*自然動態とは一定期間における出生・死亡に伴う人口の動きと定義できる。

*自然増を達成するには、出生数の増加、死亡数の減少が基本となる。

◇出生数の増加 ⇒ 既婚者を対象 → もう一子もうける。

⇒ 独身者を対象 → 婚活

◇死亡数の減少 ⇒ 高齢者を対象 → 健康寿命

⇒ 高齢者外を対象 → ガン、交通事故

◇日本の合計特殊出生率 ⇒ 1.44(男100人、女100人で144人が生まれる)次の世代になると144人×1.44=103人、即ち今の状況が続くと人口は約半分になる。

*社会動態とは一定期間における転入・転出に伴う人口の動きと定義できる。

◇社会増の視点 ⇒ 既存住民（自分達の自治体内に住む住民）を対象に、転出を抑制。
⇒ 潜在住民（自分達の自治体外に住む住民）を対象に、転入を促進。

*転入増加に向けた事例

◇T市 ⇒ 人口を獲得するために「奪う地域」を明確にして戦略的にプロモーションしている。

◇N市 ⇒ 人口を獲得するために「対象層」を明確にして戦略的に政策を展開している。

*「絞る」ことの重要性

◇メインターゲット（対象層）を決定することが、人口を継続的に増加させる第一歩である。（既存の政策の多くは、老若男女、全てを対象にしていることが多いため、効果がでない。）人口の増加を考える場合は、既存住民に加え、潜在住民の獲得が重要である。つまり、どこから持ってくるか（対象地域）を明確にする。

*居住選択の理由に「教育」はあるか？

◇子育て世代を対象としたアンケート調査では、子どもの教育・学力に対する関心は上位にきている。

◇学力テストが高い自治体が人口を増加させている。

*居住地選択の優先度

1. 物件の良さ（広さ、間取り等住宅自体に関する事項の良さ）。
2. 交通利便性の良さ。
3. 自然環境の良さ。
4. 医療・福祉環境の充実。
5. 治安の良さ。
6. 商業施設の充実。
7. 地域、街のイメージの良さ。
8. 子育て環境（保育園・幼稚園・小中学校等）の充実。
9. 行政サービスの水準の高さ。

④ 地域（経済）活性化の視点

*地域活性化の意味とは ⇒ 地域・活性・化はそれぞれに意味があるが、結局、曖昧な概念であり、何を目指しているのかわからない。

*活性化の新しい定義が必要

◇1960年代から1980年代にかけて、平均年齢が20歳後半から30歳前半である。つまり、何もしなくても勝手に活性化していた（みんな元気であった）。しかし現在（2010年）は45.1歳である。40歳代は、初老である。体調不良が顕著に現れてくる、いわゆる更年期前世代といわれている。40代半ばの初老が20歳後半や30歳前半の青年のように「活性化」していたら、かなりやばい。即ち、従前の活性化は不可能である。

*交流人口増大

◇定住人口1人当たりの年間消費額（125万円）は旅行者の消費に換算すると、外国人旅行者8人分、国内旅行者（宿泊）の25人分、国内旅行者（日帰り）80人分に当たる。

⑤ 地方創生の展望

*自民党の政権公約

◇第48回衆議院議員総選挙の自民党の政権公約のひとつに「地方創生で、活力ある元気な地方をつくります」とある。

◇その内容は「地方の元気がなくして日本の再生はありません。地域未来投資をはじめとする、地方が自主的に取り組む政策を応援し、地方が主役の「地方創生」を実現します」と記されている。

◇自民党の政権公約から、地方創生に対する一定のやる気を見ることが出来る。

*地方創生交付金の視点

◇国の補助金が切れたとき、自腹となる。⇒ 「国の補助金がなくなったから廃止します」とはならない。

◇重要なことは、踊らされるふりをして踊ることである。⇒ 過去、何度も国の言われるままに踊ってしまい、自治体衰退、自治体崩壊に進んでしまった事例がたくさんあった。

*地方とは

◇ここでいう地方とは、一般的な意味の地方ではなく、行政学における地方を意味している。行政学における地方とは【地方自治体】である。

*創生とは

◇「作り出すこと。初めて生み出すこと。初めて作ること」という意味がある。

*地方創生の定義

◇地方自治体が、従前と違う初めてのことを実施していく。あるいは、他自治体と違うことに初めて取り組んでいくと定義できる。また地方創生は、地方自治体から地方政府へ変貌を求められる取り組みでもある。

◇何よりも、まずは住民の福祉の増進を基本とすることである。

所見

平成26年11月、国において、まち・ひと・しごと創生法が制定された。わがまち井原市では、人口減少や地域経済活性化という、大きな、また、喫緊の課題を乗り越えていくため、平成27年4月に部局横断的な体制として、市長を本部長とした「元気いばら創生戦略本部」を立ち上げた。そして平成28年2月には「元気いばら まち・ひと・しごと総合戦略」が策定され、地域創生を推進するための4つの基本目標を掲げて、施策を展開している。経済雇用対策補助事業（イバラノミクス）では地域産業に与える経済波及効果額も相当な金額に上っていると聞く。また懸案であった企業誘致の受け皿である、産業団地の用地買収が進んでいるようである。一方人口減少対策としての定住移住施策もそれなりに順調に進んでいるようである。しかしながら、人口減少はますます深刻な問題となってきた。本市の人口が3万人になるのも時間の問題である。また地場産業では、長年地域経済に貢献してきた企業が、本社機能を他市へ移すという。民間企業経営者から考えれば当然といえることであろう。企業を存続していくためにはヒトである。優秀な人材を集めなければ企業の将来に明るさは見えない。このたびの研修は、「そんなに難しくない人口減少対策」という題の講演であったが、われわれにとっては切実な問題である。将来を考えるうえでも大きな課題である。今回の研修で学んだことをこれからの議員活動に活かしていきたいと思いました。

★6月1日（金） 10:00～12:30

○いま求められる自治体の安全・安心への取り組み

① 安全安心の基本

*「不」を抱える国民

◇多くの住民が様々な「不」を抱えており、明るい展望が見えてこない。明るい未来を提示していく人が政治（或いは行政）の役割である。

*安全・安心の意味

◇安全とは「客観的な基準」である。

◇安心とは「主観的な基準」である。

*安心・安全への変化

◇従来、行政は「安全」の確保に重点をおき、「安心」の構築は、あまり対象分野とはならなかった。

◇しかし、最近では、意図的に「安心・安全」という言葉を用いる地方自治体が多くなっている（特に東日本大震災以降に顕著になってきたと考えられる）。

◇これは主観的基準である「安心」を、まずは確保しようとする自治体（行政）の意思の

表れである。

*マズローの5段階欲求説

- ◇第1段階「生理的欲求」⇒ 生きていくために必要な本能的・根源的な欲求。
- ◇第2段階「安全の欲求」⇒ 人間の生命を維持していくための基本的な欲求。
- ◇第3段階「社会的欲求」⇒ 集団に属したい、誰かに愛されたいといった欲求。
- ◇第4段階「自尊の欲求」⇒ 他人から注目され、賞賛されたいと思う欲求。
- ◇第5段階「自己実現の欲求」⇒ 自分の能力や可能性を發揮し、創作的活動や自己の成長を図りたいと思う欲求。

② 条例とは何か

*条例について

- ◇条例とは地方自治体が国の「法令」の範囲内において、制定する自主法規である。
「法令」に反して条例を制定した場合は、無効となる。ちなみに「法令」に違反するかどうかは、個々の条例を具体的に判断しなければいけない。
- ◇地方自治体が、住民に義務を課し、または住民の権利を制限する場合には、「法令」に特別の定めがある場合を除くほかは、条例によらなければならない。
- ◇条例は、地方公共団体の法規であるため、その効力は原則として、その地方公共団体の区域内に限られる。
- ◇条例は、議会の議決を経て制定される。条例は交付され、施行されて、はじめて効力を生じることとなる。
- ◇条例に罰則を設けることができる。
- ◇罰則は、懲役・禁錮・罰金・拘留・科料・没収・過料がある。

*条例を必要とさせる背景

- ◇「法律」は全国一律のルールである。地域ごとの事情は考えない。しかし「法律」を守るとは義務となっている。「法律」を守ると地域に矛盾が生じる場合がある。その矛盾を小さくすることが政策法務である。即ち都合よく独自に法令を解釈し、新たな条例を創ることで、「法律」が抱える矛盾を小さくしようとする。

*条例は自治体の権限の行使

- ◇自治体の権限とは「条例制定権」であり、「法解釈権」である。これらを活用することが求められている。
- ◇条例は、自治体が制定する自主法である。
- ◇法令の範囲内で制定を認められている。同時に法令の自主解釈権が認められている。
- ◇条例が持つ権能を「住民の福祉の増進」のために活用していくことが求められている。

*政策法務とは ⇒ 地域固有の問題の解決や政策の推進を図るため

- ◇法令を地域適合的に解釈運用 ⇒ 法解釈権
- ◇地域特性に応じた独自の条例を創る ⇒ 条例制定権

*条例の上乗せ（上書き）、横出し

- ◇上乗せ（上書き）⇒ 規制を強化する。
- ◇横出し ⇒ 規制対象をふやす
- ◇住民の福祉の増進のために条例を積極利用すべきとの声も強い。

③ 安全・安心を考える視点

*計画・条例から考えると

- ◇災害発生前 ⇒ 事業継続計画、災害対策基本条例等
- ◇災害発生中 ⇒ 職員行動マニュアル、地域防災計画等
- ◇災害発生後 ⇒ 災害復興計画等

④ 安心・安全条例の紹介

*多岐にわたる安全・安心条例

- ◇食の安全条例 ⇒ 2003年に農水省が「食の安全・安心のための政策大綱を定めた。

- ◇消費者保護条例 ⇒ 消費者（住民）の消費生活の安定及び向上を確保する。
- ◇男女共同参画条例
- ◇大阪府子どもを虐待から守る条例 ⇒ 立ち入り調査にともなう予防、早期発見等
- ◇戸田市こどもの貧困支援条例
- ◇大阪府薬物の濫用の防止に関する条例
- ◇大阪府子どもを性犯罪から守る条例
- ◇大阪府安全なまちづくり条例
- ◇暴力団排除条例
- ◇暴走族撲滅条例
- ◇自転車利用安全条例
- ◇和歌山県未成年者喫煙防止条例
- ◇奈良県少年補導に関する条例
- ◇北九州市モラルマナーアップ関連条例 ⇒ 行政指導を進めるための根拠条例
- ◇迷惑行為防止条例
- ◇防災（災害）対策条例
- ◇空家適正管理条例（雑草除去条例）
- ◇生活安全条例（防犯被害の防止） ⇒ 「犯罪等から住民の生命、身体及び財産を守り、住民にとって安全で安心した生活が営まれる条例」である。

*増加する安心・安全条例

- ◇近年は、安全・安心条例が多く登場している。その中には、議員提案政策条例も多い。特に生活安全条例は、議員提案政策条例により制定される傾向が強かった。
- ◇議員提案政策条例の良い点はスピードが早いことである。安全・安心の分野はスピードが求められることが多い。（合意形成もしやすい）

⑤ 条例にみる安全・安心の効果

*交通安全条例の効果 ⇒ 北海道、茨城県、千葉県、佐賀県など

- ◇交通事故の死傷者数を減少させる一定の効果が見受けられる。
- ◇交通安全条例の規定に「運転者の責務」「歩行者の責務」「財政上の措置」等が明記されている自治体が、交通事故の減少に関して効果を上げている傾向がある。

*各事例からの示唆

- ◇都道府県レベルの生活安全条例は、ある程度効果を上げている ⇒ 予算投入額の違いによる警察官配置数が最も影響していると考えられる。
- ◇市レベルの生活安全条例は、必ずしも効果をあげているとは言いがたい。
- ◇生活安全条例と、その条例を根拠とした生活安全計画の組み合わせが、犯罪被害の減少と検挙率上昇を促すことになる可能性が高い。

⑥ 自治体議会の役割 ⇒ 住民福祉の増進

*一般的にいわれる議会の役割 ⇒ 執行機関の監視機能、及び政策の立案機能

*自治体議会の本来の姿

- ◇執行機関の監視機能、政策の立案機能、これらの役割を果たしていないことが一つの理由となり、住民の議会への不信感が増している。

*議員提案条例の効果を高める規定

- ◇見直し規定 ⇒ ある期間が経過した後に条例を見直す規定である。例えば「この条例は、第1条に規定する目的の達成状況を評価した上で、この条例施行の日以後3年ごとに見直しを行うものとする」など、必要に応じて見直すと規定しているのがほとんどである。
- ⇒ サンセット規定（期限を限った規定であり、あらかじめ条例に終期を明示しておく規定である。）
- ⇒ 時限規定（ある期間が経過したら、自動的に条例が廃止される規定）

- 例えば「この条例は、平成 24 年 3 月 31 日限りその効力を失う」等。
- ◇財源根拠規定 ⇒ 首長は、この条例の目的を達成するため、必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならないと規定している。
 - ⇒ 議会基本条例で「議員が予算を伴う条例案を提案するときは、必要に応じて、市長と協議する」と明記している自治体もある。
 - ◇規則等委任規定 ⇒ 規則等への委任とは、本来条例中の個々の規定でなされるが、その他条例の実施に関する細目的事項を規則で定める必要がある場合は、委任規定を雑則規定の最後に置く。また「前項の規定等を定めるときは、事前に議会と協議しなくてはいけない」という規定を入れておくほうが良い。次に要項とは、地方自治体が行政指導の際の準則として定める内部的規範である。
 - ◇議会報告義務付規定 ⇒ 制定した政策条例に基づき、実施した施策や事業の取り組みを議会に公表することを義務付ける規定がある。
 - ◇議会責務規定 ⇒ 議会は市の一機関（議事機関）であるため、一般的には「市の責務」の中に含まれると解される。
 - ⇒ 実際は、この「議会の責務」が明記されている議員提案政策条例はほとんどない。

所見

我々が生活するうえで、最も重要なのは、安全安心の取り組みである。ましてや、自治体がひとつの組織として機能していくためには、しっかりとした規範が必要である。今回は議員提案政策条例について勉強した。全国各地の自治体が制定、運用している条例が数多く紹介された。情報網の発達で、地球上どこにいても、国内はおろか世界の動きもすぐに察知することができる。今の時代はひとつの国だけで経済は成り立たない。世界中の人間が助け合いながら生活している。安全に、しかも安心して暮らせる社会の到来が人類共通の願いである。そういった意味でも、東アジア情勢、特に北朝鮮の動向が注目される。今後の動向をも注視しながら平穏な日々を送りたいものである。安全安全と議員提案政策条例、議員共通の宿題である。是非とも在職中に同僚議員とともに取り組んでみたい課題である。今後の議員活動に向けてよい勉強をさせていただきました。

★6月1日（金） 14:00～16:30

○議会（議員）の政策づくりのポイント

① 政策の視点

*政策の意味

- ◇政策とは、「地域（国や自治体）が抱える問題の解決を図り、住民の福祉の増進を実現するために示された方向と対応」と定義される。
- ◇政策に求められることは、方向と対応を実現する、あるいは問題を解決するためには、具体的な複数の手段を提示することである（具体的な手段＝事業）。
- ◇政策形成能力とは「問題を発見し、その問題を解決するため、一定に政策目標をたて、それを実現するために必要なしくみ・しかけをつくり上げる能力」と捉えている。

*問題解決に必要な3視点

◇360度から考える

- ★単眼思考 ⇒ 物事の一面にだけ目を向け、問題については正解をひとつだけ求める思考法である。
- ★複眼思考 ⇒ 物事には多様な側面があり、見る視点によって、その多様な側面が違って見えるという立場でものを考えるという思考法である。

★政策形成能力の確立・向上には、複眼思考が大切である。

◇先入観や偏見を捨てる

★先入観や偏見を持っていると、自由な発想・思考が妨げられてしまう。先入観や偏見を捨てるためには「疑う」ことである。

★ゼロベースの視点から考え、改めて「何が問題なのか」を検討することが大切である。

◇数字を把握する

★数字（科学的根拠）に基づいた政策の立案を心がける必要がある。

★数字には必ず背景があると考えることが大切である。数字の持つ意味を考える。数字の規則性に着目する。イレギュラーな数字を発見することも大切である。

*原点は「住民の福祉の増進」

*同感することなく、共感することも大事である。

② 政策形成サイクル

* P（計画） D（実行） C（評価） A（改善）を意識して政策づくりを進める。

* P（計画）の前の「データ分析」と「データ収集」が重要である。

* 政策研究とは何か

◇問題を発見し、的確に把握する段階である。この時点では地道なデータ収集・検討という単調な作業が主体となる。その後、考察・評価をすることで、問題を生じさせている原因を察知・認識し、その背景などを分析する。

◇問題に対して、どのような方向で臨むか、あるいはどのような対応を進めるかを検討する段階である。政策研究をしっかりとやれば、ある程度、問題が明らかになる。問題の背景が見えてくる。

* 政策立案とは何か

◇「政策案」というと高次元に考える傾向があるが、実はそうではない。政策は住民にとって身近でなくてはいけない。「政策案」は事業案として捉えてもよい（事業＝具体的なとり組み）。重要なのは、問題を解決するための具体的な手段である「事業案」を複数考えることである。

* 政策決定とは何か

◇議論され提案された政策案（事業案含む）について、決定権限を有するものが審査し決定する段階である。

◇政策案に対し、利害関係者との調整が行われ、最終的な合意形成がなされる。利害関係者との合意形成の過程で修正が加えられることもある。

◇利害関係者等の意向を踏まえて、最終段階で首長や地方議会の決定が下される。ちなみに制度的には、この「政策決定」は地方議会が有することになる。

* 政策実行とは何か

◇政策を実行していくために、実施方法等が決められる。それらに基づき政策が実行される。同時に進行管理も行われていく。

◇「政策実行」は、原則的に、執行機関である首長と補助機関（自治体職員等）が担当する。（この時点では地方議員が関与する機会はない）

* 政策評価とは何か

◇実施された政策について、その成果が評価される。様々な評価基準があるが全てを採用してもよいし、一部の基準から評価してもよい。

◇「政策評価」においては、必要に応じて実施した政策の拡充・継続・修正・転換・廃止等が決定される。「政策評価」は、まずは自治体が発行した政策の成果と、実行の状況を自治体が住民の視点に立って点検・検証し評価する段階である。

* 政策評価の基準

◇必要性 ⇒ 事業の目的が妥当かどうか。地方自治体が関与する必然性があるか。

◇妥当性 ⇒ 事業の目的が自分たちのまちづくりにとって必要なのか、その妥当性は

あるか。

- ◇公平性 ⇒ 事業の便益や受益者負担が公平に配分されているか。
- ◇適切性 ⇒ 事業の目的が社会にとって適切なものであるかどうか。
- ◇有効性 ⇒ 事務の活動がどれだけ成果に結びついたのかを振り返り、もっと成果を出すにはどのようにすればよいか。
- ◇効率性 ⇒ 成果を維持してコストを下げられないか。
- ◇対応性 ⇒ 事業の結果が特定集団のニーズ、あるいは価値を満たしているか。

*政策形成サイクルの例

1. 政策研究（問題発見）【担当課】 ← 日々の業務、苦情、要望
2. 政策立案 【担当課】 → 関係課との調整
3. 政策決定 【理事者】 → 庁議・首長・議会
4. 政策実行 【担当課】 → 関係課との共同
5. 政策評価 【担当課・理事者】 → 関係課・住民等

③ 政策づくりのフレームワーク（思考の枠組みという意味がある）

*政策づくりフレームワーク

- ◇仮説検証法 ⇒ 漠然と網羅的に考えるよりも、仮説をおいて考えるほうが効率よく情報収集が可能となる。その結果、調査や分析の無駄が少なくなる。
⇒ 仮説は6割程度の内容で合格点である。仮説検証法は、発想力に左右される。意識的に発想の幅を広げていくことが大切である。

◇順序良く物事を考えていく ⇒ 一番効率がよい事は、他人に聞いてしまう事である。

◇政策の三角ロジック

- ★主張 ⇒ 話の結論、提案や意見、推論のこと
- ★データ ⇒ 主張を裏付ける客観的な数値や事実、具体例等
- ★論拠 ⇒ 原理・原則、法則性、一般的な傾向、常識的な理由付け

◇ギャップアプローチとポジティブアプローチ

★ギャップアプローチ ⇒ 目指すべき状態（理想像）を明確に設定し、その状態と現状とのギャップを明らかにする。ギャップを縮めることで問題の解消を図っていくとする考えである。

★ポジティブアプローチ ⇒ 目指すべき方向性を漠然と描き、その実現に向けて積極的に行動していく取り組みである。

◇政策を6W（誰が、いつ、どこで、誰に、何を、なぜ）4H（方法、数量、予算、期間）で分解する。

◇政策づくりのあみだくじ理論

★政策づくりは目標（到達点）を具体的に設定することが大事である。

★ポイントは「具体的」である。

1. 形容詞は使わず、数値化する。
2. 大項目ではなく、小項目で設定する。

◇思考の深化（進化）の3パターン

- ★Why（なぜ） ⇒ 原因追求として活用する。
- ★How（どのようにして） ⇒ 問題解決に向いている。
- ★What（何） ⇒ 要素分解として使う。
- ★それぞれの特徴を活かして思考を深めていく。

◇「不」をなくす。【不安、不満、不平、不備、不良、不快、不振、不便、不足、不可解】

④ 政策（事業）6パターン

*新規提案型

◇新しい問題【今までに想定していなかった新しい問題が発生した。】

↓

◇新規提案【新しい問題に対応する新規の政策（施策・事業を含む）を提案する。】

*補完・改善型

◇既存政策【既存政策がうまく進まないのは、何かが足りないからである。】

↓

◇補完・改善型【既存政策の穴を見つけ出し、その穴を埋めるのがこの提案である。】

*上乘せ・拡充型

◇既存事業【既存政策の成果が出ていないのは「ボリュームが足りないから」と判断する。】

↓

◇上乘せ・拡充型【既存政策に対して、追加（上乘せ・拡充）していくことで、成果を導出しようとする思考である。】

*上書き型

◇既存政策【既存政策の成果が出ていないのは、時代にあっていないと考える。】

↓

◇新規提案【既存政策を踏襲しつつ、新しい概念提起をする。】

*廃止・新規型

◇既存政策【既存政策を、効果があがっていない、時代にあっていない、などの理由から「廃止」を提案する。】

↓

◇新規提案【廃止を提案した後、その既存政策にかわる新しい政策（新規）を提案する。】

*廃止・終了型

◇既存政策【既存政策を、効果があがっていない、時代にあっていない、などの理由から「廃止」を提案する。】

↓

◇廃止を提案した後、新しい政策を提案することはない。

*事業提案はパターン化される。どのパターンで提案していくのかを考えてから進める。

⑤ 議会の役割の再確認

*自治体議会の本来の姿

◇一般的に自治体議会は執行機関の監視機能、政策の立案機能（政策条例の提案）が役割と指摘される。しかし、この両機能を発揮している自治体議会は少ない。

◇これらの役割を果たしていないことがひとつの理由となり、住民の議会への不信感が増している。

◇想定している役割を発揮していない議会が多い一方で、執行機関の監視を強化、積極的な政策条例の提案を実現している自治体議会もある。

所見

今回の最後の研修は、議会の政策づくりのポイントについてであった。政策形成の過程にいたる現実の問題について、政策の立案から決定、そして実行から検証まで、各地の実例を取り上げて詳しく説明をしていただいた。我々井原市議会では、議会基本条例に基づく議会活動の検証を、環太平洋大学准教授で早稲田大学マニフェスト研究所の研究員、林紀行先生にお願いし、毎年、井原市に来ていただいている。度々いわれることではあるが、井原市議会は条例制定までのプロセスになかなかとり着けない。今年になって、大分県宇佐市に伺って、条例の制定に至る過程を勉強してきた。一気に難しい条例には触れず、当面は理念条例、まずはそこから取り組むことがより現実的であろう。最終章のなかでも教わったが、議会の役割は、執行機関の監視機能と政策の立案機能にある。これらの役割を果たしていないことが、住民の議会への不信感にもつながっている。まさにその通りである。今回の研修で教わったことをもう一度よく吟味し、原点に立ち返って、これからの議員活動に活かしていきたい。